令和元年５月 10 日（金曜日）

〇出席議員（13 名）

議長	中川　達	7番	生田　勇人
1番	土屋　克之	8番	恩道　正博
2番	西尾　雄次	9番	北川　悦子
3番	米田　一香	10番	夷藤　満
4番	磯貝　幸博	11番	清水　文雄
5番	小谷　一也	12番	南　守雄
6番	七田　満男		

〇説明のため出席した者

町長	川口　克則	町民福祉部子育て支援課長	髙平　紀子
副町長	中山　隆志	町民福祉部保険年金課長	北　正樹
教育長	久下　恭功	町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長（保健センター担当）	山田　卓矢
総務部長	長谷川　徹	町民福祉部福祉課長	上出　勝浩
町民福祉部長	上島　恵美	都市整備部企画課長	松井　賢志
町民福祉部担当部長（保険年金・福祉担当）	出嶋　剛	都市整備部地域振興課長	橋本　良
都市整備部長	田中　義勝	都市整備部地域振興課担当課長兼観光振興室長	長谷川　万里子
都市整備部担当部長（地域振興・上下水道担当）	銭丸　弘樹	都市整備部都市建設課長	上前　浩和
教育委員会教育部長	上出　功	都市整備部都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長	宮崎　重幸
消防本部消防長兼消防司令長	高道　三春	都市整備部上下水道課長	高橋　均
総務部総務課長	中川　裕一	会計管理者兼会計課長	神農　孝夫
総務部総務課人事秘書担当課長	吉田　真理子	教育委員会学校教育課長兼学校給食共同調理所長	堀川　竜一
総務部財政課長	宮本　義治	教育委員会生涯学習課長兼男女共同参画室長	助田　有二
総務部税務課長兼総合収納室長	北野　享	教育委員会生涯学習課担当課長兼図書館長	中居　洋人
町民福祉部住民課長	福島　誠一	消防本部消防次長兼消防署長	重原　康人

○職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長　棚　田　　進　君　　事　務　局　書　記　小　坂　しおり　君

事務局参事兼次長　東　　康　弘　君

○議事日程（第１号）【臨時議長編成分】

令和元年５月 10 日　　午前 10 時開議

日程第１

仮議席の指定について

日程第２

選挙第１号　議長の選挙について

○議事日程（第１号の追加１）【議長編成分】

日程第１

決定第１号　議席の指定について

日程第２

会議録署名議員の指名について

日程第３

会期の決定について

日程第４

諸般の報告について

日程第５

選挙第２号　副議長の選挙について

○議事日程（第１号の追加２）【議長編成分】

日程第６

選任第１号　常任委員会委員の選任について

○議事日程（第１号の追加３）【議長編成分】

日程第７

選挙第３号　河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

日程第８

選挙第４号　石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第９

議会議案第２号　議会広報対策特別委員会の設置について

日程第 10

選任第２号　議会広報対策特別委員会委員の選任について

日程第 11

選任第３号　議会運営委員会委員の選任について

○議事日程（第１号の追加４）【議長編成分】

日程第 12

議案第 29 号　専決処分の承認を求めることについて

〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕
議案第 30 号　専決処分の承認を求めることについて
〔平成 30 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）〕
議案第 31 号　専決処分の承認を求めることについて
〔平成 30 年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）〕
議案第 32 号　専決処分の承認を求めることについて
〔平成 30 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）〕
議案第 33 号　専決処分の承認を求めることについて
〔平成 30 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）〕
議案第 34 号　専決処分の承認を求めることについて
〔平成 30 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第４号）〕
議案第 35 号　専決処分の承認を求めることについて
〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕
議案第 36 号　専決処分の承認を求めることについて
〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕
提案理由の説明
日程第 13
議案一括上程（議案第 29 号から議案第 36 号まで）
○議事日程（第１号の追加その２）**【議長編成分】**
日程第１
議案第 37 号　監査委員の選任につき同意を求めることについて
提案理由の説明

○開会・開議

午前 10 時 15 分開会

○事務局長【棚田進君】　おはようございます。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員の中で、南守雄議員が年長議員でありますので、南議員に臨時議長をお願いいたします。南議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長　着席〕

○臨時議長【南守雄君】　おはようございます。ただいま紹介されました南でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長が選出されるまでの限られた間でありますが、何とぞ議員各位の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 13 名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和元年内灘町議会定例会を開会し、直ちに５月会議を行います。

○仮議席の指定

○臨時議長【南守雄君】　日程第１、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○

○臨時議長【南守雄君】　日程第２、選挙第１号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長【南守雄君】　ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。内灘町議会会議規則第32条第２項の規定により、立会人に５番小谷議員と６番七田議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でありますので、よろしくお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長【南守雄君】　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長【南守雄君】　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長【南守雄君】　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票お願いいたします。

〔氏名点呼、投票〕

○事務局長【棚田進君】　１番、土屋克之議員。２番、西尾雄次議員。３番、米田一香議員。４番、磯貝幸博議員。５番、小谷一也議員。６番、七田満男議員。７番、生田勇人議員。８番、恩道正博議員。９番、北川悦子議員。10番、夷藤満議員。11番、清水文雄議員。12番、中川達議員。13番、南守雄議員。

○臨時議長【南守雄君】　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長【南守雄君】　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。小谷議員、七田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○臨時議長【南守雄君】　選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効は０です。有効投票のうち、

中川議員　８票

清水議員　５票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票でありますので、よって、中川達議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長【南守雄君】　ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議長就任挨拶

○臨時議長【南守雄君】　議長に当選されました中川議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長　中川達君　登壇〕

○議長【中川達君】　このたびの議長選挙におきまして、８人の皆様のご支持をいただき、令和元年５月組織議会において新しく議長を務めさせていただくことになりました。まず、私の心に同意をしていただきました皆様方に、心から厚く御礼を申し上げます。

議長になりました以上は、議会に対する宥和、そして議会のさらなる発展、そして町民の信頼できる議会人としての位置づけの立場をしっかりと向上をさせていただきたいと思いますし、また持っていくつもりでございます。

また、行政に対しましては、やはりいいところはいい、悪いところは悪いという是々

非々の構えで皆さんと志を一つにして、さらなる議会の円滑な進行に努めてまいりたいと、このように思っております。

どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げまして、一言の御礼にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長【南守雄君】　それでは、中川議長と議長席を交代いたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

中川議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長退席、議長着席〕

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○休　　憩

○議長【中川達君】　それでは、この際、暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

午前11時05分再開

○再　　開

○議長【中川達君】　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○会議時間の延長

○議長【中川達君】　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議席の指定

○議長【中川達君】　追加日程第１、決定第１号議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定をさせていただきます。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○会議録署名議員の指名

○議長【中川達君】　追加日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において３番米田議員、４番磯貝議員を指名いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○会期の決定

○議長【中川達君】　追加日程第３、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和元年内灘町議会定例会の会期は本日から令和２年４月30日までの357日間とし、今５月会議の審議期間は本日１日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、令和元年内灘町議会定例会の会期は本日から令和２年４月30日までの357日間とし、今５月会議の審議期間は本日１日間とすることに決定いたしました。

審議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承お願いをいたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○諸般の報告

○議長【中川達君】　追加日程第４、諸般の報告を行います。

まず、今５月会議に説明のため、説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、監査委員から平成31年２月分及び３月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承お願いします。

次に、さきの３月会議において可決した主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全

の施策を求め石川県条例の制定を求める意見書については、石川県知事に提出しておきましたので、ご了承願います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○副議長選挙

○議長【中川達君】　追加日程第５、選挙第２号、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118 条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に生田勇人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました生田勇人議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、生田勇人議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました生田勇人議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○副議長就任挨拶

○議長【中川達君】　副議長に当選されました生田勇人議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔副議長　生田勇人君　登壇〕

○副議長【生田勇人君】　このたび、指名推選によりまして副議長に選出されました生田勇人でございます。

しっかりと議長を支え、そして町民に開かれた議会、そして信頼される議会へと積極的に、議会改革も推進していくつもりでございますので、皆さん、どうぞよろしくお願いします。

簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○休　　憩

○議長【中川達君】　この際、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 11 分休憩

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

午前 11 時 45 分再開

○再　　開

○議長【中川達君】　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○常任委員会委員の選任

○議長【中川達君】　追加日程第６、選任第１号常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、内灘町議会委員会条例第７条第２項の規定により、議長において、お手元に配付の名簿のとおり指名をいたします。

事務局長に朗読をさせます。

○事務局長【棚田進君】　総務産業建設常任委員会委員、土屋克之議員、米田一香議員、七田満男議員、恩道正博議員、北川悦子議員、南守雄議員。

文教福祉常任委員会委員、西尾雄次議員、磯貝幸博議員、小谷一也議員、生田勇人議員、夷藤満議員、清水文雄議員。

以上です。

○議長【中川達君】　以上のとおり指名をいたします。

ただいま選任されました委員の方は、後ほどご会合の上、正副委員長を互選され、その結果を議長まで報告をお願いいたします。

○休　　憩

○議長【中川達君】　この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後１時半でよろしいでしょうか。

――はい。

午後１時半から開会をさせていただきますので、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 46 分休憩

午後１時 45 分再開

○再　　開

○議長【中川達君】　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

○各常任委員会正副委員長互選結果報告

○議長【中川達君】　休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告をいたします。

総務産業建設常任委員会委員長に七田満男議員、副委員長に恩道正博議員。文教福祉常任委員会委員長に清水文雄議員、副委員長に小谷一也議員。以上のとおりそれぞれ互選された旨の報告がありました。

○河北郡市広域事務組合議会議員の選挙

○議長【中川達君】　追加日程第７、選挙第３号河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に七田議員、生田議員、恩道議員、私、中川を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました４名の方を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、七田議員、生田議員、恩道議員、私、中川の４名が河北郡市広域事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました４名の方が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

○石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長【中川達君】　追加日程第８、選挙第４号石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、中川を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました私、中川を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、私、中川が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

○議案の上程

○議長【中川達君】 追加日程第９、議会議案第２号内灘町議会広報対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

○提案理由、質疑、討論の省略

○議長【中川達君】 お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第２号については、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○表　　決

○議長【中川達君】 これにより議案の採決に入ります。

議会議案第２号内灘町議会広報対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員でございます。よって、議会議案第２号内灘町議会広報対策特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

○議会広報対策特別委員会委員の選任

○議長【中川達君】 追加日程第10、選任第２号内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定により、議長において、土屋議員、西尾議員、米田議員、磯貝議員、小谷議員の以上５名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の方は、後ほどご会合の上、正副委員長を互選され、その結果を議長までご報告願います。

○議会運営委員会委員の選任

○議長【中川達君】 追加日程第11、選任第３号内灘町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、内灘町議会委員会条例第７条第２項の規定により、議長において、七田議員、清水議員、生田議員、恩道議員、夷藤議員。以上の５名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の方は、後ほどご会合の上、正副委員長を互選され、その結果を議長までご報告願います。

○休　　憩

○議長【中川達君】 この際、暫時休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後３時10分再開

○再　　開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議事を続行いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議会広報対策特別委員会及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長【中川達君】　休憩中に議会広報対策特別委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告いたします。

内灘町議会広報対策特別委員会委員長に土屋議員、副委員長に米田議員。内灘町議会運営委員会委員長に恩道議員、副委員長に夷藤議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議案一括上程

○議長【中川達君】　追加日程第12、これより議案の上程を行います。

議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕から議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕までの８議案を一括して議題といたします。

なお、本５月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程（第１号の追加４）に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○提案理由の説明

○議長【中川達君】　提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。町長、川口克則君。

〔町長　川口克則君　登壇〕

○町長【川口克則君】　本日ここに、令和元年内灘町議会５月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております、本年３月 29 日専決処分した平成 30 年度補正予算及び条例の一部改正について報告し承認を求める議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

提案理由の説明に先立ち、先般の内灘町議会議員選挙においてご当選の栄誉に浴されました議員各位に、心からお祝いを申し上げます。

また、ただいま本会議において選任されました中川達議長、生田勇人副議長並びに各常任委員会の正副委員長及び委員各位におかれましては、内灘町勢のさらなる発展と町民福祉の向上のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今月１日に徳仁天皇がご即位され、新しい時代「令和」の幕が開かれました。安倍総理の談話によれば、厳しい寒さの後に春の訪れを告げ見事に咲き誇る梅の花のように、国民一人一人が、あすへの希望とそれぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いが込められているとのことでございます。

本町におきましても、この「令和」の時代が、希望に満ちあふれ、町民一人一人が大きな花を咲かせることができる社会となるよう、町政運営にしっかり取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

去る３月 27 日、東京都で開催されました首都圏学校交歓演奏会におきまして、内灘中学校吹奏楽部が金賞を受賞いたしました。生徒の皆様には、このたびの受賞を励みにさらなる高みを目指して日々練習に精励し、将来、大きな花を咲かせていただくよう、期待しているところでございます。

中学校における部活動は、単に技術の向上を図ることのみならず、忍耐力の向上や道徳心の醸成のほか、仲間を思いやる豊かな心を育むものであります。今後とも、生徒の皆様が楽しく活動できるよう、教育環境の充実を図ってまいります。

それでは、ただいまから提出議案に対する

提案理由の説明を申し上げます。

議案第 29 号から**議案第 36 号**までの８件につきましては、地方自治法第 179 条第１項の規定に基づき、本年３月 29 日に専決処分した平成 30 年度補正予算及び条例の一部改正について、議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第 29 号　平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）につきましては、年度末に確定した歳入の補正並びに各種事務事業費の確定及び精算に伴う、歳出における不用額の減額などでございます。

議案第 30 号から**議案第 34 号**までの特別会計の補正予算につきましては、各種事務事業費の確定などに伴う所要の補正でございます。

議案第 35 号　内灘町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の非課税措置を拡充するほか、軽自動車税のグリーン化特例の見直しを行うなど、所要の改正でございます。

議案第 36 号　内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、低所得世帯の軽減措置に係る判定基準を拡大するなど、所要の改正でございます。

以上、今回提出いたしました議案についての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【中川達君】　提案理由の説明が終わりました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○質　　疑

○議長【中川達君】　これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議案の委員会付託

○議長【中川達君】　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕から議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕までの８議案は、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○休　　憩

○議長【中川達君】　この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午後３時 20 分休憩

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

午後６時 40 分再開

○再　　開

○議長【中川達君】　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議案一括上程

○議長【中川達君】　追加日程第 13、先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕から議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕までの８議案を一括して議題といたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○常任委員長報告

○議長【中川達君】　これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

七田満男総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長　七田満男君　登壇〕

○総務産業建設常任委員長【七田満男君】　令和元年内灘町議会５月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕第１条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出１款議会費１項議会費、２款総務費１項総務管理費、２項徴税費、４項選挙費、７項交通安全対策費、５款労働費１項労働諸費、６款農林水産業費１項農業費、２項林業費、７款商工費１項商工費、８款土木費１項土木管理費、２項道路橋りょう費、３項都市計画費、９款消防費１項消防費、12 款公債費１項公債費、13 款諸支出金２項基金費の各款項並びに第２条地方債の補正については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）〕、議案第 31 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）〕の２議案については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年５月 10 日

総務産業建設常任委員会委員長　七田満男

○議長【中川達君】　清水文雄文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長　清水文雄君　登壇〕

○文教福祉常任委員長【清水文雄君】　令和元年内灘町議会５月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案については、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕第１条歳入歳出予算の補正中、歳出２款総務費３項戸籍住民基本台帳費、３款民生費１項社会福祉費、２項児童福祉費、４款衛生費１項保健衛生費、２項清掃費、10 款教育費１項教育総務費、２項小学校費、３項中学校費、４項社会教育費、５項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 32 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）〕、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）〕及び議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第４号）〕の３議案につきましては、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年５月 10 日

文教福祉常任委員会委員長　清水文雄

○議長【中川達君】　これをもって、各常任委員長の報告を終わります。

○質　　疑

○議長【中川達君】　各常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○討　　論

○議長【中川達君】　次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○表　　決

○議長【中川達君】　これより議案の採決に入ります。

まず、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第９号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第 29 号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】　次に、議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）〕、議案第 31 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）〕の２議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第 30 号、議案第 31 号の２議案は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】　次に、議案第 32 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）〕、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）〕及び議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第４号）〕の３議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第 32 号、議案第 33 号及び議案第 34 号の３議案は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】　次に、議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】　次に、議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

○議案の上程

○議長【中川達君】　追加日程その２の第１、議案第 37 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番南議員の退場を求めます。

〔南守雄君　退場〕

○提案理由の説明

○議長【中川達君】　これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則君。

〔町長　川口克則君　登壇〕

○町長【川口克則君】　議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について決議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 37 号　監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成31年４月30日に任期満了となった南守雄氏を引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【中川達君】　提案理由の説明が終わりました。

○質疑、討論、委員会付託の省略

○議長【中川達君】　お諮りいたします。ただいま提出されました議案については、人事に関する案件につき、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】　ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○表　　決

○議長【中川達君】　これより追加議案の採決に入ります。

議案第 37 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】　起立全員であります。

よって、議案第37号監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

南議員の入場を許可します。

〔南守雄君　入場〕

○閉議・散会

○議長【中川達君】　以上で今５月会議に付議されました議件は議了いたしました。

よって、令和元年内灘町議会５月会議を散

会いたします。

本日、長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後６時 58 分散会